

旭地区第1次住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第10号

10月17日(月)に
住居表示が実施されました！

わかりやすく、訪ねやすいまちづくりのため、お住まいの皆様の
ご住所が令和4年10月17日(月)に新しくなりました。

住居表示整備事業は、現在、山下・高根・万田地区にお住まい
になっている方だけでなく、これから山下・高根・万田地区にお住
まいになる方々の生活にも繋がるものになります。

皆様にはお手続きを始め、お手数をおかけしてしまい、大変申し
訳ございません。改めて、皆様の本事業への多大なるご理解、ご
協力に感謝申し上げます。

【お知らせ】

10月5日、7日、8日、9日に住居表示の手続き等に関する説明会を実施しました。説明会にて、皆様よりいただきましたご質問を裏面にご紹介させていただきます。なお、質問は平塚市ホームページにも掲載しております。

また、住居表示のお手続きに関しての動画も公開しておりますので、引き続き、お手続きの際には、どうぞご参照ください。



←説明動画はこちら



←質問の内容はこちら

～説明会でいただいたご質問～

Q) 手続きを忘れてしまったり、遅れてしまったり、漏れた場合、支障はありますか？

A) 個人の場合、支障はありません。住居表示は現在ご使用になられている住所の表記が変わるのであり、引っ越し等によって居所が移るものとは異なるため、支障はございません。必要時にお手続きください。

ただし、会社・法人等は、会社法により変更登記期間が決まっています。

Q) 住居表示実施後の住所が載っている通知書と住居表示変更証明書の違いは？

A) 住居表示によって皆様の住所が変わることをお知らせするためのものが通知書になりますので、ご自身で保管をお願いします。住居表示変更証明書はお手続きの際、各お手続き先へ提出していただくものになります。

Q) マイナンバーの通知カードは手続きが必要でしょうか？

A) マイナンバーを通知したカードはお手続きが不要です。

(通知カード) →



Q) 不動産番号はどこで分かりますか？

A) 登記識別情報通知書や登記事項証明書、登記事項要約書に記載されています。証明書や要約書は法務局で発行しておりますが、発行手数料がかかるため、不動産番号が分からない場合は記載せず、ご自身でお持ちの権利書で地目や地積等をご確認の上、登記申請書に記載してください。

Q) 不動産登記は相続のときでも良いのですか？

A) 相続のときで問題ございません。登記の変更は、相続や売買、抵当などの登記変更事由が起こったときに行っていただいても構いません。

Q) 不動産を共有で持っている場合、共有者全員分連名で申請が必要ですか？

A) ご自身の持ち分のみご記入いただき、申請いただくこともできます。

Q) 登記申請書は、不動産ごとに提出が必要ですか？

A) 登記申請書は、所有者ごとに提出するものになるため、複数の不動産を所有されていても、登記申請書の提出は1枚で行えます。

Q) 権利書の住所変更は必要ですか？

A) 手続きは不要です。ただし、売買の際には「住居表示変更証明書」を添付してください。

Q) 住居表示変更証明書はコピーしたものを利用できますか？

A) お手続き先によりますので、お手続き先へご確認をお願いします。

Q) 車庫証明の住所変更は必要ですか？

A) 手続きは不要です。

令和4年10月

発行: 旭地区第1次住居表示実施検討会(事務局 平塚市都市整備課)

電話: 21-8783(直通) 23-1111(代表) 内線2114